

近世長崎における日雇層助成の意義

小山幸伸

はじめに

近世期の長崎は、日中貿易・日蘭貿易の貿易港であり、貿易を維持していくための様々な機能を有していた。この点に関して、都市住民参加による貿易機能の面から、これまでにも研究が進められてきた¹⁾。さらには、都市下層民とでも言うべき日雇層と貿易の実態に触れた研究もある。若松正志氏は、日雇と町との関係に注目され、貿易維持のために町が果たした役割から都市機能を解明され、この問題に新境地を開かれた²⁾。また若松氏も触れておられる日雇が貰う盈物砂糖に関しては、近世中後期における制度外の貿易実態を解明するという視点から八百啓介氏も論及されている³⁾。両者の研究によって、ほぼ語りつくされた面もある日雇の問題なのであるが、確認の意味も込めて、日雇への支給の実態、とりわけ拝借銀要求の実態を紹介しておこうと思う。そこから近世中期以降の貿易との関係を考察したい。

若松氏は、日雇の荷物の取扱いが乱暴で盈物砂糖が増加したことを指摘し、また寛政期以降の物価上昇と労働量の増加が盈物による賃金補填の強化をもたらした点について言及している⁴⁾。筆者はこの賃金補填との関係から、盈物を生み出す「乱妨」を、日雇の生活維持のための活動として捉え、貿易量の減少による困窮化との関係を指摘した⁵⁾。ただこの点について自己の見解を述べるに性急のあまり、慎重な記述をせずに論じてしまった感がある。その点については、八百氏からご叱正を賜わったことがある⁶⁾。筆者が述べたかったことは、貿易業務に従事し、貿易に依存して生きてい

る彼ら日雇層にとっては、当然のことながら貿易量の減少は労務の減少となり死活問題となるであろうから、生活維持のために既得権の確保を訴えることや、時には「乱妨」な振る舞いに至ることもあったと考えられるということである。しかしこの論の前提として、近世中期以降に長崎貿易が減少傾向に向かうという理解があり、その点の実態解明を果たさず、自明のこととして論を展開するのは、貿易の実態解明を研究の主題とされている八百氏から見れば牽強付会に過ぎると映ったことと思われる。八百氏が指摘されているように、近世中期以降の長崎貿易は、既存制度以外にも様々な貿易形態の中で取引が展開しており、実態として単純に衰退したとは言えない⁷⁾。この点については、従来いささか性急に論を展開してきたことを自己批判しておきたい。両者の視点の相違は、八百氏が貿易の実態解明から国内外の流通を問題とする視点に立って分析を行っているのに対し、筆者は貿易に関連する幕府（中央政府）の経済政策や長崎（地方政府）の社会政策を問題とする視点から分析を行っていることによると思われる。

貿易に依存して生きている以上、制度外の貿易も含め貿易量全体が減少したかどうかというマクロな傾向はともかく、それぞれの年次やそれぞれの場面で、取扱量の差異が生活に反映したことは確かなことであろう。とりわけ基本的な生活基盤が既存の貿易制度に依拠して成立しているのは当然のことであったと考えられる。そのため制度外の貿易に通じる種々の補填が成立したとしても、少なくともその成立以前には、彼らの生活にダメージを与えた取扱量の減少があったと考えられる。このことは彼ら日雇の拝借銀要求において述べられていることでもある。八百氏が述べられるように貿易量が減少していないとすれば、それにも拘わらず、貿易量減少による生活困窮を日雇層が訴えていることは歴史的に興味深い現象として捉えられるだろう。年次による偶発的事態なのか、彼らの労務との関係によるものなのか、いずれにしても彼らへの支給分が減少するような事態が発

近世長崎における日雇層助成の意義

生していなければ、彼らの訴えは根拠なきこととなる。貿易制度外の取引も含めた全体像はともかく、既存の制度内での取引に関連する業務にこそ生活基盤を置くのならば、既存制度による貿易量減少が日雇の生活困窮をもたらしたとも考えられる。

そこで本稿では、日雇の労務管理や日雇への支給の実態と、彼ら日雇層がどのような助成要求を行ったのかを紹介したい。そこから近世長崎における日雇層の「成り立ち」を助成した社会政策の意義を考察したい。とりわけ近世中期以降に日雇賃支給のシステムを変更したり、様々な名目で日雇賃を補填したりすることが、近世中期以降の長崎貿易の変質との関係で持った意義について考えたい。この問題を考察していく上では、近年盛んに研究され多くのことが解明されつつある近世の他の都市との比較研究が必要不可欠ではあるが、今回は長崎における実態の紹介に止め、他都市の日庸との比較検討は別途行うこととしたい。

一 日雇の管理

貿易関連の荷役に従事する日雇は、長崎貿易を維持する上で重要な存在となっていた。そのため唐船の荷役における日雇の取締りは、長崎貿易を円滑に進めていく上で、極めて重要な意味を持っていたのである。

この点を示す史料として、天明4年に精荷役立合が作成した史料が残されている。これは唐船貿易に関する取締りについての伺であり、表題より精荷役立合が作成したものであることが分かる。奥書によると、天明4年に当たると考えられる辰十月に、藤瀬長兵衛・田辺数右衛門・小嶋和嘉右衛門・白濱八左衛門が、高木清右衛門と後藤五郎左衛門に提出したものを、高木・後藤と久松半右衛門が審議し妥当だと判断して提出した伺であることが分かる。高木や後藤らは代々町年寄を勤める家柄の者であり、精荷役立合が町年寄に伺の妥当性について判断を仰ぎ、その上で奉行所に提出し

たものと考えられる。各伺については、附札で回答が記されている。これにより、当時の唐船貿易の荷役に従事した日雇の存在形態の一端が判明するものと思われるので、少々長くなるが全文引用したい。

(史料 1)

唐船方御仕役場日雇共御取締之儀御書附を以被仰出候趣奉畏候、乍恐左之桁々奉伺候

一丸荷役之節者、最初本船日雇之分新地御改場所江繰入候上、壱人別相改看板為着替、其船掛り日雇頭差添、水門より本船江遣本船相済罷帰前書同様相改、自分衣類為着替候様可仕哉奉存候事

但潮干場之節ハ、新地両門より常盤崎江相廻シ本船江差遣候様可仕哉奉存候事

一右本船日雇御改相済候上、藏元日雇之分前段同様仕、御仕役場江入候様可仕哉二奉存候事

(附札) **右式ヶ條伺之通たるべく候**

一日雇共看板之儀御仕役毎ニ不依何着用為仕可申哉、又ハ丸荷役精荷役荷渡ニ限り着用為仕、其外御仕役之節者是迄之通自分共着用之併為相勤可申哉、尤夏分者單看板着用可被仰付哉ニ奉存候事

(附札) **仕役之度毎ニ看板為着可申候**

一日雇頭共江も看板着用可被仰付哉、且又於出嶋者日雇頭共脇指を差罷出候ニ付、此節 御取締被仰出候ニ付而者、日雇頭之内頭取之者六人御仕役場脇差御免被為成下候者、惣日雇頭共励ニも相成出精可仕哉ニ奉存候事

(附札) **日雇頭共江ハ色替之はんてん并紺股引仕立置為着可申候、帶釤之儀者追而可為沙汰候**

一本船荷数取並於新地も荷数取手廻リ御改場荒道具御改場藏元御改場日雇之分者重荷取扱候儀も無之、寒氣之節者至而難儀可仕奉存候、是等之分ハ看板下ニ綿入襦袢股引着用之儀御免可被仰付哉ニ奉存候事

近世長崎における日雇層助成の意義

(附札) 自分襦袢着用之儀ハ伺之通たるへく候、股引之儀ハ借股引仕立
置為着可申候

一丸荷役之節荷物積浮俄雨天ニ相成候儀間々有之筈、覆等仕候得共不行
届濡損申候ニ付、右様之節相用候ため幅弐間ニ長サ弐間半之雨覆拾五
枚程御拵可被仰付置哉ニ奉存候、尤布又者木綿桐油被仰付置候者持も
宜敷可有御座哉ニ奉存候事

(附札) 雨覆之儀桐油木綿桐油兩様之内値段并保方等損益評儀之上可相
伺候

一日雇共江被下置候砂糖代銀之儀者、丸荷役精荷役荷渡被仰付候前日御
出方可被仰付哉ニ奉存候、右代銀之儀入札之節者落札直段も有之候得
共、平日者相定リ候相場逆も難相分御座候ニ付、平均定直段凡弐匁弐
分程之積リを以御渡方可被仰付哉ニ奉存候事

一日雇出方甲乙無之様順を立平等ニ雇為入候様仕、其時々日雇名前引替
帳を以御届申上候様可仕哉ニ奉存候事

一日雇頭倅共之内見習之者八人罷在、惣日雇頭同様御仕役之節罷出来り、
兼而出精相勤候者共ニ御座候、將又御仕役之節出役之向々江為茶取罷
出来候日雇并丸荷役荷漕船水主御番船水主、是又落盈之品拾ひ取渡世
仕来候者共ニ而、此節御取締被仰出候ニ付而者、本船新地之儀者日雇
共江も御手當被下置候ニ付、急度御取締宜可有御座奉存候得共、右水
主共至而軽キ者共儀ニ付自然心得違仕候儀も難斗奉存候間、乍恐右之
者共江も左ニ申上候割合之通御手當被下置候ハ、御慈悲之程行渡難有
奉存、不埒之儀も不仕相慎、弥以御取締宜敷可有御座哉奉存候事

(附札) 右三ヶ條并砂糖割合遣儀ハ伺之通たるへく候

丸荷役

一砂糖 弐百六拾弐斤

此内訳

五拾斤 本船藏元茶取日雇拾人 壱人前五斤宛

百八拾斤 荷漕船式拾艘水主四拾人 一船式人乘壱人前四斤五合宛
式拾斤 御番船四艘水主拾六人 一船五斤宛

但 御検使船 壱艘

両脇掛リ 式艘

艤掛リ 壱艘

メ四艘 壱艘四人乗

拾式斤 御役所弁当持小使四人 本船藏元壱人前三斤宛

メ右弁当持之儀是迄砂糖少々宛貰來候ニ付、書載仕申上候

精荷役

一砂糖 八拾壱斤

此内訳

五拾斤 日雇頭見習八人

式拾五斤 茶取日雇五人

六斤 御役所御弁当持小使式人

メ

荷渡

一砂糖 八拾壱斤

此内訳 右同断

合四百式拾四斤

一日雇共江下置候砂糖代銀割渡場所之儀、新地門前相應之所借請、御仕役相済日雇共門外仕候上、直ニ相渡逸々印形取置候様仕度、隨而者右場所宿料一日五匁宛之積を以借請候様可仕、壱船ニ付丸荷役精荷役荷渡ニ而宿代拾五匁并筆紙墨蠟燭両替錢持運人足賃等入用雜費として拾三匁都合式拾八匁宛、是等之分者宿町より出銀為仕候様可仕哉奉存候、則筆紙墨蠟燭等雜費積書別紙を以申上候

(附札) 書面割渡雜費之儀宿町入用より差出ニ不及壱船ニ付銀四拾五匁

宛之積を以、会所より出方可申付候

近世長崎における日雇層助成の意義

一被下銀渡方ニ付小訳勘定認物等仕候ニ付、筆者式人日行使壱人掛リ被仰付被下度奉願候

(附札) **書面筆者日行使等之儀人柄相糺候上、名前書付を以可相調候**

一丸荷役本船新地藏元頭取并掛日雇頭之外拾五人宛罷出候而者、手割不足仕候ニ付五人相増式拾人宛差出候様仕度奉存候、左候ハゞ御取締も宜可有御座哉ニ奉存候事

(附札) **書面伺之通たるへく候**

右之趣乍恐以書付奉伺候以上

辰 十月

藤瀬 長兵衛

田辺 数右衛門

小嶋 和嘉右衛門

白濱 八左衛門

高木 清右衛門殿

後藤 五郎左衛門殿

右之通伺書差出候ニ付、一読之上私共評議仕候処可然奉存候ニ付、則奉伺候以上

辰 十月

久松 半右衛門

高木 清右衛門

後藤 五郎左衛門

(附札) **書面十二ヶ条附札を以令下知候通可相心得候**

(「唐船方御取締被仰出候儀ニ付奉伺覚」)⁸⁾

この史料の内容を整理すると、次のようになる。

- ① 丸荷役の場合、本船日雇は、新地の改場で一人ずつ検査し、日雇の「看板」すなわち半纏に着替えさせ、本船日雇の業務よりの帰りに再び検査して自分の衣類に着替えさせるべきか。但し、潮干場の場合については、新地から常盤崎に廻して本船に差し向けるべきであろうと

いう趣旨の伺である。

② 本船日雇の検査終了後に、蔵元日雇の検査を実施し作業場に入れるべきか、という伺である。

①②の伺いに対して、「伺之通たるべく」との回答であった。これは抜荷対策であったと考えられる。

③ 日雇の半纏は、どのような作業でも着用させるべきか、それとも丸荷役・精荷役・荷渡しなどの作業の時のみに限定し、これまでのように自分の衣類で作業をさせるべきか、という質問である。これに対して、毎作業ごとに半纏を着用させよとの回答であった。日雇の管理という面から、作業服としての半纏が有効であったのだと思われる。

④ 日雇頭も半纏を着用するべきか、また出島では日雇頭が脇指を差すが、日雇頭のうち頭取の6人には作業場での脇指を許可すれば仕事の励みになると思うが、どうかという質問である。これに対して日雇頭には色の違う半纏と紺の股引を着用させること、帯刀の件については追って連絡するという回答であった。

日雇頭と他の日雇との間に格差を付けることは、労務管理の面からも勤労意識を引き出させる上で有効な手段であった訳である。しかし帯刀となると、身分制社会にあっては、なお慎重にならざるを得なかつたのだろう、即断は避けている。

⑤ 重荷を取扱う訳ではない日雇については、寒気の時期には半纏の下に綿入襦袢股引を着用することを許してほしいという伺である。これに対して自分の襦袢を着用することは認めている。また股引については貸し出せる様に仕立てておくことを命じている。

⑥ 丸荷役の際に、荷物が雨に濡れることもあるので、雨覆を準備すべきである。その雨覆は防水性のある物ならば長持ちして良いのではないかという伺である。これに対して、価格や耐久性など損益を考慮の上、提案せよとの回答であった。

- ⑦ 日雇に渡される砂糖代銀は、丸荷役精荷役を命じられる前日に出すように命じられるべきかと判断し、この代銀は入札の際の落札値段の問題もあるが、平均的な値段の2匁2分ほどのつもりで渡すように命じられてはどうか、という伺である。これに対して、「伺之通たるべく」との回答であった。
- ⑧ 日雇の雇用については平等になるように、雇った日雇の名前を記帳し届け出るようにしてはどうか、という伺である。これに対しても「伺之通たるべく」との回答であった。
- ⑨ 日雇や水主たちは、落盈れ品を拾い生計を立てていたが、今回取締りが出され、本船日雇・新地日雇たちへも御手当が出されるようになったので、必ず取締りが出来るだろうが、水主たち軽い身分の者であるから心得違いもあるかも知れないので、要求する割合で御手当を出してほしいと言う伺であった。
- ⑦⑧⑨の3箇条については、砂糖の支給割合は要求通りで良いとの回答を得ている。この割合とは、合計424斤のうち、丸荷役262斤、精荷役81斤、荷渡81斤としている。このうち丸荷役262斤では、本船・蔵元日雇10人に50斤、荷漕船水主40人に180斤、御番船水主16人に20斤、御役所弁当持小使4人に12斤という割合であった。また精荷役や荷渡では、日雇見習8人に50斤、茶取日雇5人に25斤、御役所弁当持小使2人に6斤という割合で配分された。
- このなかで興味深いのは、御役所弁当持小使である。補足説明によると、従来から貰砂糖が少々あったために、既得権益として今回も参入しているのである。直接的に唐船貿易の港湾作業に従事していなくとも、関連業務に従事する下層民には御手当砂糖が与えられたことが知られる。
- ⑩ 日雇へ砂糖代銀を配給する場所の宿代として1日5匁の試算で、1船について丸荷役・精荷役・荷渡があり計15匁、これに筆・墨・蠟燭などの雑費13匁を加え、合計28匁を宿町から出させたいという主旨の

伺である。これに対して、雑費については宿町より支出する必要はなく、1船に付き45匁ずつの計算で会所から支出するという回答を得ている。

- (11) 配給する砂糖代銀について、配分の勘定などを記帳するために書記2名と日行使1名を任命してほしいという伺である。これに対して、人物を調査した上で決定するという回答であった。
- (12) 丸荷役の日雇について、頭取や掛日雇頭を除いて15人では不足も生じるので、5人増員して20人としたいという伺である。これには「伺之通たるべく」との回答であった。

以上12か条は、日雇に対する労務管理上の問題と日雇賃の支給の問題に対する質問であった。彼ら日雇の労務を管理する方法と、その労働に対する対価に关心が払われていたことがよく分かる史料である。日雇に対する問題関心は、極論すれば、この2点に集約されたのであろう。既に若松氏が指摘されているように、日雇の「乱妨」を取締ることは、国家の体面に関わることとして近世中期の長崎奉行に意識されていた⁹⁾。そのため長崎奉行は、「町」あるいは町乙名を通して日雇の統制強化を図っていたのであった¹⁰⁾。貿易に関わる荷役に従事する日雇の存在こそは、貿易港の重要な機能であり、そのような日雇を管理・統制することが、貿易都市におけるインフラ整備でもあったのである¹¹⁾。

二 日雇への賃金支給

前述したように、日雇に対する重要な問題関心は、日雇の労務管理と賃金支給であった。次に日雇への賃金支給について、その一端を紹介したい。近世期の長崎の特質として、家持層には「箇所銀」、借家人層には「竈銀」が支給されていたが、都市下層民である日雇層はこの「竈銀」の配分を受けていたと思われる。そのような収入とは別に、労働に対する対価と

近世長崎における日雇層助成の意義

しての収入は、やはり貿易船の荷役業務に従事することで得られる日雇賃がまず基盤となる。この日雇賃は、来航した外国側が支払うものであった。唐船日雇が取得した日雇賃は、商売割付高の枠外において荷物で渡されていて、寛延2年（1749）に1船ごとの賃金を定め支給されることに改められた。そののち明和8年（1771）、寛政6年（1794）に変更が加えられている。この唐船日雇賃の変遷について記した史料として、「唐船寄進」と題する史料がある。

（史料2）

唐船日雇賃

一唐船日雇賃之義者、入津より出帆迄諸出役日雇賃として、口船四貫百目、中奥船四貫五百目、奥船四貫八百目宛相極、一船商売高ニ相籠メ荷物差出、元代者宿町江相渡日雇賃遣方仕出帆相済、遣残有之分者残高半分者新地蔵修復銀ニ引分ケ、相残半分者宿町日行使ニ被下置候御定ニ而御座候処、船々遣方相増近來遣方残無數故、宿町々乙名共江遣方勘弁被仰付候処、一船日雇賃唐人仕払高之内、弐百目宛定式ニ新地蔵修復銀ニ引分被仰付、相残銀高御渡切ニ被仰付度、惣宿町乙名共申立候間、明和八卯年より右之通被仰渡、遣残有之分者、宿町日行使江被下置候義ニ御座候、依之日雇賃渡方之義者、入津後荷渡後出帆前都合三度ニ渡方被仰付候、則年分口船拾艘分銀高仕訳左之通御座候、尤是迄本運銀より出方ニ相成來候処以来、三歩掛リ銀より出方之義、寛政六寅年被仰付候

（「唐船寄進」）¹²⁾

この史料から、次の点が判明する。

- ① 日雇賃として、口船なら4貫100目、中奥船4貫500目、奥船4貫800目ずつ支給される。
- ② 唐船1船ごとの売上げを宿町に渡し、日雇賃を支払った。唐船の出帆後に遣い残した金額のうち半分は新地蔵修復に充て、残り半分は宿

町の日行使に渡される。

- ③ ところが唐船の滞在中の遣い分が年々多くなり、残金が無い事態となつて來たので、明和8年より1船の日雇賃は唐人の支払高のうち200目ずつを新地蔵修復銀に廻し、残りを渡し切りとした。遣い残しがある場合は、宿町日行使に渡された。
- ④ この結果、日雇賃の支払は、入津後、荷渡後、出帆前の計3回となつた。
- ⑤ もっとも寛政6年より、三歩掛り銀より出すということになった。この史料に續く箇所において、口船10艘分の銀高の内訳が判明する。それを示したのが、次の表1である。この表からも確認できるように、1艘分4貫100目のうち新地蔵修復費200目が差し引かれ、残額3貫900目を宿町乙名に渡していることが確認できる。また幕末期の弘化3年（1846）から嘉永1年（1848）における3カ年の平均1艘分の日雇賃7貫242匁の内訳が判明する。これによると日雇頭に渡し切りで支給される日雇賃自体は1

表1. 唐船日雇賃

費用項目	内訳	金額	備考
日雇賃元代		41貫000匁	10艘分（口船1艘に付き4貫100目）
	日雇賃	39貫000匁	1艘分3貫900目ずつ、宿町乙名へ
	新地蔵修復代	2貫000匁	1艘分200目ずつ
日雇賃		7貫242匁程	弘化3～嘉永1年まで3カ年の平均1艘分
	1船の日雇賃	1貫634匁程	日雇賃渡切高3貫900目の内、銭172貫文、宿町より日雇頭へ渡切で支払う分
	贈砂糖代	1貫861匁程	
	正品渡砂糖浮代銀	517匁程	正品として渡される砂糖の代銀
	増日雇賃	1貫800目	
	支払不足分	1貫430目程	支払い不足分を受取銀より払い捨てた額

（出典）「唐船寄進」（長崎歴史文化博物館所蔵。13-4911-14）

貫634匁となっているが、「増日雇賃」や「贈砂糖代」「正品渡砂糖浮代銀」など、種々の名目による支給分があったことが判明するのである。

また若松氏が指摘されていることであるが、宝暦4年（1754）には日雇賃の支払いを巡って日行使の不正が発覚している。このような不正による中間搾取が日雇の収入を減少させる一因となっていた。そのため長崎奉行は、乙名に対して日行使をしっかり監督するように命じている¹³⁾。さらには日雇層に唐船荷役以外の仕事もさせるようにし、川・港の浚人足としての雇用も進めていた¹⁴⁾。これらの方策は、都市下層民の「成り立ち」を助成する政策であり、貿易都市の機能を維持していく上からも、重要な社会政策であった。若松氏の指摘によると、これらの政策を具体的に運用する上で重要な役割を担ったのは、「町」および町役人であったことが分かる¹⁵⁾。近世初期に成立した貿易都市の社会政策である「箇所銀」「竈銀」などの分配システムが形骸化するなかで、新たな社会政策を構築する必要に迫られたことも、近世中期に長崎貿易およびそれに密接に結びつく貿易都市を変質させる要因となったと考えられる。

このように近世中期以降に唐船の遣い分の増加に伴い、既存のシステムでは日雇に廻る残金が減少した。そのために日雇賃を確保できるように制度改革が行われた。表1に見られるような種々の名目により日雇賃を補填したのであった。このような動向によって、既存制度外の取得分が成立してきたのであった。

ところで日雇への支給は、日雇賃以外にも食事代などがあった。「唐人弁当酒代并日雇飯代覧」¹⁶⁾と題する史料から、日雇への食事代の取り分をまとめたものが表2である。同史料によると、唐人に対する弁当代・酒代と並列して、丸荷役における日雇310人分の飯代8貫988文、精荷役における日雇125人の飯代3貫618文が記されている。前者は1人平均28.99文、後者は28.94文であり、おおよその相場を知ることができる。このような金額も日雇を維持していく上で必要なものだったのである。

表2. 唐人弁当酒代并日雇飯代覚

仕 役	内 訳		代銀(錢)	備 考
丸荷役本船 并藏元	唐人	80人	72匁	1人前9分ずつ
	酒	2斗	40目	1升に付き2匁
	唐人	50人分	45匁	
	酒	1斗2升5合	25匁	
	日雇飯代	310人分	8貫988文	
	見守組頭弁当代		2貫910文	
	組頭出番日行使		2貫100文	
	唐人館内弁当代	80人	72匁	
精荷役	唐人	44人	39匁6分	
	酒	1斗1升	22匁	
	日雇飯代	125人分	3貫618文	
	四ヶ所組頭弁当代		448文	
合計	合計		496匁2分5厘	①+②
	内訳①	12月19日受取り分	350目	
	内訳②	残高	146匁2分5厘	

(出典) 「唐人弁当酒代并日雇飯代覚」(長崎歴史文化博物館所蔵。藤14-168)

また日雇にまつわる支出としては、日雇の半纏（看板）代銀やその洗濯代などがある。いま半纏（看板）代をまとめたものが次の表3である¹⁷⁾。それぞれの半纏の代銀である看板代は、頭取日雇頭の半纏が平均8匁6分5厘余、平頭取の分が平均7匁6分6厘余、一般の日雇の分が平均7匁8分2厘余となっている。必ずしも階層順ではない。三者の看板代の平均値の相違は、素材すなわち木綿代よりも、染代の相違によるためである。なぜ染色代に相違が生じるのかは不明である。先に史料1を検討し、日雇頭には色の違う半纏を着用させていたことが判明したが、染代での上下逆転から見て、単純に色を変えただけで染色工程での価格差を生むような差異を伴う区別はしていなかったようである。

表3. 日雇看板代

費用項目	内訳	代銀	備考
頭取日雇頭看板代	①	51匁9分6厘9毛2弗	木綿看板 6
	木綿代	33匁9分6厘9毛2弗	1反に付き 8匁替え
	染代	18匁	看板1つに付き3匁ずつ
平日雇頭看板代	②	352匁4分3厘0毛7弗	木綿看板 46
	木綿代	260目4分3厘0毛7弗	1反に付き 8匁替え
	染代	92匁	1つ2匁ずつ
木綿看板代	③	1貫564匁6分1厘5毛3弗	木綿看板 200
	木綿代	984匁6分1厘5毛3弗	1反に付き 8匁替え
	染代	500目	1つ2匁5分ずつ
		80目	1つ4分ずつ
合計	新規拵代	1貫969匁0分1厘5毛2弗	①+②+③
	仕立て直し	45匁	
	2口合計	2貫014匁0分1厘5毛2弗	

(出典) 「唐船方日雇頭日雇看板拵并洗濯手間代入用積帳」(長崎歴史文化博物館所蔵。藤17-222)

三 日雇の御手当砂糖

日雇への支給のうち、特異な存在である盈物砂糖については、前述したように若松氏や八百氏によって研究が深化した。若松氏の研究によると、日雇の「乱妨」によって増加した盈物砂糖に対する長崎奉行の対応は、外国人からのクレームに対する国家の体面という問題と同時に、貿易品の流通統制という観点から盈物砂糖を統制する必要があったようである¹⁸⁾。先に見たように既存貿易制度内における取得額の減少を、贈砂糖などの名目で補填していた側面があり、それこそが八百氏が縷々指摘されておられる制度外貿易へのシフトによるものの一端を示すものであろう。八百氏はこの日雇層が取得する盈物砂糖や、遊女への贈砂糖などの存在を指摘し、貿

易品の多様な取り扱いの実態を紹介された¹⁹⁾。このような様々な取扱量の存在は、貿易量全体の減少を安易には認め難い根拠となるのであろう。ただ既存の貿易制度に基づく取得分が主たる生活基盤であった日雇層は、既存の貿易制度による貿易量の減少と、取得分の減少とを結びつけて生活困窮を訴えることで、拝借銀支給の助成を要求したのではないのだろうか。拝借銀については後述するが、そのような動向のなかで既存の日雇賃の取得方法の変更や、他の名目での新たな取得分獲得などの現象が生じたことと考えられる。それでは主たる生活基盤であった既存の取得分から新たな取得分へのシフトは、どのように進行したのであろうか。

まず問題となるのは、日雇賃以外の重要な取得分である御手当砂糖の存在である。手当てとして日雇に砂糖が支給され始めた状況を示す史料として、次の史料がある。

(史料 3)

日雇御手当砂糖一船ニ付被下置候分

初発天明四辰年 戸田出雲守様御在勤之節、七千斤払代銀を以被下置候処、同八申年末吉摂津守様御在勤之節より正品ニ而七千四百六拾九斤宛被下置、其後寛政五丑年高尾伊賀守様御在勤之節より書面之高正品ニ而被下置候

(「日雇御手当砂糖一船ニ付被下置候分」)²⁰⁾

この史料から分かるように、日雇に対する御手当砂糖は、天明 4 年 (1784) 戸田出雲守が長崎奉行であった時に開始された。その後天明 8 年に正品で 7,469 斤が支給され、寛政 5 年 (1793) 以降には表 4 のようになったことが知られる²¹⁾。

先に見た日雇賃の支給方法の変更や、御手当砂糖などの日雇賃補填が、18世紀後半から行われていることは、この時期から長崎貿易が変質したことを見ている。そのなかで長崎貿易の機能を維持する必要のあった貿易都市長崎は、既存システムにおいて取得分が減少しつつあった日雇層の

近世長崎における日雇層助成の意義

「成り立ち」を助成する必要に迫られたのである。そのために、種々の名目をもって手当を支給する社会政策を実施したのである。このことは同時に、貿易品の多様な取り扱い場面を生み出す要因となったと推測される。その結果、八百氏が指摘されているように、貿易量全体の減少とは安易に言い難い現象も生じたのであろう。

表4. 日雇御手当砂糖

年次	奉行	総量	内訳
天明4年	戸田出雲守	7,000斤(代銀)	
天明8年	末吉摂津守	7,469斤(正品)	
寛政5年	高尾伊賀守	8,500斤(正品)	精荷役6,388斤・荷渡2,112斤
		1,495斤	頭取・平日雇頭 45人分
		123斤	日雇頭見習 6人分
		3,353斤7合3夕	本船日雇 254人分
		3,248斤1合1夕	藏元日雇 246人分
		113斤8合	茶取 22人分
		237斤5合	荷漕船水主 50人分
		23斤2合	番船水主 16人分
		28斤	御弁当持 8人分
		(8,622斤3合4夕)	*配当内訳合計
文政2年	筒井和泉守	2,500斤(代銀3貫目)	濡砂糖代銀を以て支給
		475斤8合(570目9分6厘)	惣日雇頭 51人分
		834斤0合6夕(1貫目8分7厘)	本船日雇 254人分
		1,116斤3合(1貫339匁5分6厘)	藏元日雇 246人分
		33斤5合6夕(40目2分7厘)	茶取 22人分
		30斤4合(36匁4分8厘)	荷漕船水主 50人分
		9斤7合5夕(11匁7分)	御弁当持 8人分

(出典) 「日雇御手当砂糖一船二付被下置候分」(長崎歴史文化博物館所蔵。渡辺17-122)

四 日雇の拝借銀

前項までに述べたように、唐船貿易に関わる荷役に従事していた日雇は、唐船から支給される日雇賃が生活基盤となっていた。それ故に彼らの生活基盤は、基本的には唐船の貿易量に左右されたと見るべきであろう。1船あたりの日雇賃を規定している方式では、来航する貿易船の数が増えることが最も望ましい。来航数が多いという形で貿易が活発化すれば、当然荷役作業量も増大し、その分日雇の収入も増加したろう。しかるに中期以降には来航数が減少し、貿易船が大型化することにより1船あたりの船載量が増大した。これは日雇にとっては収入減のなかでの労働強化でしかなかった。これ自体が日雇層の生活困窮の一要因であり、この貿易の変化による生活困窮は「貿易の衰退」と書いた可能性はある²²⁾。さらには唐船の入港がなく、貿易に係わる仕事がなければ、彼らの困窮は極まる事となる。そのような時に貿易都市長崎としては、彼らの生計を維持するために救済措置を講じ、彼ら日雇を維持していくことで、港湾としての機能を保持していったのである。

次の史料は、そのような事態にあたり、日雇層が拝借銀の支給を精荷役に嘆願した際のものである。

(史料4)

当盆前夏船入津不仕候ニ付而者、唐船ニ相懸リ候新地日雇頭頭取平日雇頭并本船藏元日雇同茶取荷漕船水主共都合人数六百三拾壱人之者家内共弐千余人甚以困窮難儀仕候ニ付、乍恐御慈悲之儀私共迄相歎申立候ニ付、相糺候処相違も無御座、隨而是迄左様唐船入津間遠之節者追々借銀拝借被為仰付候御儀も御座候ニ付、格別之御憐愍を以相応之御救被為仰付被下候ハゞ各一統之者共重疊難有奉存候、尤返上納之儀者、追々入津仕候唐船ニ懸リ被下置候御手当を以、無滞返上納為仕可

近世長崎における日雇層助成の意義

申候、此段於私共も御救之儀、偏ニ宜敷奉願候以上

丑七月十五日

月番精荷役立合

両御年番宛二通

藤

宇野

(「唐船入津不致ニ付日雇共御銀拝借願書」)²³⁾

この史料にあるように、夏船が入港しなかったために、新地の日雇頭や本船日雇・蔵元日雇・茶取・荷漕船水主ら631人、およびその家族を合わせて2,000余人の生活が困窮していた。これまでも唐船の入港の間隔が空いたような時には、拝借銀が支給されていたので、今回も同様の措置を嘆願しているのである。なお、その返済については、今後順次唐船が入港し、その作業によって得られる手当から返上するという約定であった。

長い期間の間には、このように貿易船の入港がなく、彼らの生活基盤が不安定となることも当然発生したことであろう。貿易船来航数と拝借銀要求との関係は、この年次における偶発的な現象か、近世中期以降に頻発した現象かは今後の検討課題であるが、いずれにしても貿易船が来航しないような場合には、拝借銀の支給という形で彼らの「成り立ち」を助成した事実は確認された。もっとも、日雇層の困窮というのは、単純に貿易量の増減のみの問題ではない。近世中期以降における米穀諸色の物価高という要素も当然あった²⁴⁾。これらのことと踏まえて、既存の貿易制度に伴う日雇賃という生活基盤のみでは「成り立ち」が困難となって来た日雇層に対する助成として、御手当砂糖など前述したような種々の補填が図られた。さらに事態が逼迫した際には拝借銀の支給がなされたのであろう。

ところで、この拝借銀の支給にまつわる興味深い事例があるので紹介しておきたい。次の史料は、拝借銀の支給の際に、不正を働いた世話人がいたために、6名の頭取日雇頭が藤惣太夫ら4名の町乙名に事件の顛末を説明しているものである。

(史料5)

乍恐申上候口上之覚

当節日雇頭日雇等江拝借銀御願立被成下候処、例よりは格別銀高も相
増候得とも、御免之趣先月廿四日被召出一人別御納ニ被仰渡 御厚恩
之程重疊難有奉存候、則当日夫々割合を以御渡方被成下請取申候、然
ル処、日雇壱人前借用銀相払候残錢弐貫八百文宛相渡申候処、右之内
より百四拾八文宛、翌日より貫取候風聞一両日過候而私共承知仕候付、
尊者内分ニ而相糺申候処、世話人日雇十六人之者仕業之由ニ付、早速
私共方江呼寄セ右之次第吟味仕候処、自分共太儀料并進物代として貫
取候段申之候、旁以不埒千万之者ともニ而御座候、依之急度押込置申
候、尤貫取候錢一刻も惣日雇共江相渡申度奉存不残為持出、元之通百
四拾八文宛印形帳を以相渡申候、右之次第私共儀も一向心付不申手後
ニ相成候段、如何躰被仰付候而も一言も申披無御座候、且又世話人日
雇十六人之儀者右躰不埒仕候ともニ御座候得共、已來取締ニも相成候
儀ニ付、当節日雇株御取放被仰付可被下候、此段乍恐以書付奉申上候
以上

(「乍恐申上候口上覚」)²⁵⁾

この史料の内容は次の通りである。

- ① 日雇頭および日雇に対する拝借銀が通例よりは増額されて支給された。
- ② 借銀を仕払い残り銭2貫800文ずつ日雇1人前に渡されるべきところ、このうち148文を抜き取ったという風聞があった。
- ③ この噂を糺したところ、世話人である16人の日雇の仕業と判明したので、この者たちを「押込置」き、日雇株を取り上げた。
- ④ この抜き取られた銭148文ずつについては、印形帳を以て日雇に支給した。

日雇層が、どのような理由から拝借銀を願い出たのかは不明であるが、通

近世長崎における日雇層助成の意義

例よりも増額ということから、このような助成が度々行われていた様子がこの史料からも知られる。この日雇による不正事件は、町乙名によって解明されていくが、これは町単位で日雇が掌握されていたことを反映している。日雇に支給される割渡銀も町を介して渡されており、「日雇割渡銀控」と題する史料によると、宿町単位で配分されている様子が判明する。それをまとめたものが、次の表5である。この表からも分かるように、いくつかの宿町が組み合わさって割渡銀の支給を受け、それを日雇層に分配しているのである。

表5. 日雇割渡分

日雇割渡し銀高	宿 町	備 考
4貫159匁0分9厘	江戸町・新大工町・新町・大村町・勝山町	5町分日雇へ割渡し
1貫863匁6分6厘8毛1弗	平戸町・麹屋町	両町日雇へ割渡し
5貫目	本博多町 金屋町	5貫目の内、2貫819匁5分9厘 5貫目の内、2貫180目4分1厘
3貫目	9町	割戻し銀年番座へ受取り

(出典) 「日雇割渡銀控」(長崎歴史文化博物館所蔵。藤14-591)

このように、近世中期以降には、日雇賃のみでは生活が困窮し始めた日雇層は、たびたび拝借銀の支給を嘆願していたのである。それに対して前述したように、町を介して助成が実施されていた。このような助成を実施した背景には、貿易都市機能を維持する必要があったのである。そのために貿易業務を担う宿町を単位として、日雇層の「成り立ち」を助成する社会政策が実施されたのであった。このことは既存の日雇賃を補填する御手当砂糖などの既存制度外の貿易品を配分する助成とともに、彼らに新たな生活基盤を提供するものであった。

むすび

本稿で述べたように、近世長崎における日雇に対する主要な問題関心は、その労務管理と日雇賃の支給であった。彼らに対する賃金の支給とは、すなわち荷役労働者の「成り立ち」を維持するということである。彼らは、長崎が貿易都市たる所以である貿易港としての機能を維持していく上で必要不可欠な存在であった。そのため貿易に来航した外国船から荷役に従事する日雇への賃金支給を行わせるシステムを構築したのである。

本文でも述べたように、この日雇賃は当初は商売割付高の枠外において荷物で渡される慣行であったものが、寛延2年よりは、1船ごとにいくらという賃金の規定を設けるようになった。ところが唐船から宿町に渡された売上げのうち、滞在中の諸経費が嵩み、遣い残しの額が減少してくることによってシステムの変更に迫られることとなった。このように日雇賃の基盤となる宿町から支給される荷役への支払いが、既存の枠組みから変更を余儀なくされるなかで、「増日雇賃」であるとか「贈砂糖」「正品渡砂糖浮代銀」など種々の名目で日雇賃が補填され、日雇の生活基盤を維持するために日雇賃も新たなものに変質していったのである。若松氏や八百氏が研究された盈物砂糖の問題は、このような動向のなかで日雇の既得権益を維持しつつ管理・統制する必要に迫られた長崎奉行の対応であったのだろう。

このように種々の項目を新たに追加した日雇賃が成立しても、唐船の来航が見られない年次などについては、日雇層の生活が困窮したのは当然である。そのため拝借銀の嘆願を行っている。そのような拝借銀は例外的な事態に対応するものではあるが、頻度としてはそう低いものでもなかったように思われる。またこの拝借銀の支給においても、通常の日雇賃と同様に宿町を通じて行われている。「町」自体が、近世長崎貿易における貿易

近世長崎における日雇層助成の意義

単位であったことは周知のことであるが、貿易都市の機能維持のために、日雇層の「成り立ち」を助成していく上でも重要な機能を果たしていたことを確認することができた。

近世貿易都市のインフラとでも言うべき荷役に従事する日雇層の「成り立ち」を、都市機構を通じて様々な形で助成するシステムを近世期の長崎は構築していったのである。近世貿易都市である長崎としては、その貿易機能を堅持する必要があり、それを堅持することこそが長崎の成立基盤でもあった。またそうすることが、幕府に対する「役」であると認識していたと考えられる。その際に、近世中期以降に既存のシステム変更を迫られたことは、貿易の変質と結びつけて理解できるよう感じる。近世中期以降に長崎貿易が変質するなかで既存の貿易制度内のシステムでは、彼らの生活基盤が困窮していったのである。その点から言えば中期以降の「貿易衰退」現象と捉えることも可能である。もちろん、それに対する補填策などに見られる種々の取引は、多様な貿易を背景としているものであり、そのため貿易量全体の衰退と早計に結論づけるものではない。しかし既存貿易制度内での貿易の減少傾向のなかで、システムの変更を余儀なくされ、新たな社会政策の遂行を実施した為政者の動向として、日雇層への助成策を捉えることができる。現地長崎において、長崎貿易の管理・運営を行う長崎奉行所や長崎会所などの都市機構としては、貿易機能維持のために日雇層の「成り立ち」を助成する必要があった。それゆえ日雇層助成のシステム変更こそは、既存の長崎貿易の「衰退」、少なくとも「変質」への対応であったと言えるだろう。幕府直轄の貿易都市長崎は、貿易の変質過程において社会政策のシステム変更を実施しても日雇層を助成し、都市の貿易機能を維持していくことで、幕府への「役」を果たしたのである。

註

- 1) 例えば、中村質「近世長崎貿易史の研究」(吉川弘文館、1988年)、若松正志「長崎唐人貿易に関する貿易利銀の基礎的考察」(『東北大学附属図書館研究年報』23号)、同「近世前期における長崎町人と貿易」(渡辺信夫編『近世日本の都市と交通』河出書房新社、1992年)、木崎弘美「長崎貿易と寛永鎖国」(東京堂出版、2003年)、赤瀬浩「株式会社」長崎出島」(講談社選書メチエ、2005年)。
- 2) 若松正志「近世中期における貿易都市長崎の特質」(『日本史研究』415号。以下若松A論文)、同「貿易都市長崎における塵芥処理と浚」(丸山雍成編『日本近世の地域社会論』文献出版、1998年。以下若松B論文)。
- 3) 八百啓介「一八世紀後半の長崎貿易における盈物砂糖の流通について」(『九州史学』121号)。
- 4) 若松A論文。
- 5) 拙稿「近世貿易都市の特殊性と普遍性」(『日本史研究』417号)。
- 6) 八百 註3) 前掲書。
- 7) 八百啓介「近世オランダ貿易と鎖国」(吉川弘文館、1998年)。
- 8) 「唐船方御取締被仰出候儀ニ付奉伺覚」(長崎歴史文化博物館所蔵・藤14-881-2)。
- 9) 10) 若松A論文。
- 11) 参考までに、藏元日雇や本船日雇にどれくらいの人数が関わっていたのかを具体的に示す史料を示すと次の表6のようになる。
- 12) 「唐船寄進」(長崎歴史文化博物館所蔵・13-4911-14)。
- 13) 若松A論文。
- 14) 若松A論文、若松B論文。
- 15) 若松A論文。
- 16) 「唐人弁当酒代并日雇飯代覚」(長崎歴史文化博物館所蔵。藤14-168)なお、さらに詳細に日雇の食事代をまとめた史料として長崎歴史文化博物館所蔵の「酉五番船より同七番船迄メ三艘分日雇共食事代銭御出方被仰付度伺」(藤17-122)がある。
- 17) 「唐船方日雇頭日雇看板拵并洗濯手間代入用積帳」(長崎歴史文化博物館所蔵。藤17-222)
- 18) 若松A論文。
- 19) 八百啓介前掲書。
- 20) 「日雇御手当砂糖一船ニ付被下置候分」(長崎歴史文化博物館所蔵・渡辺17-122)
- 21) ここで支給の対象となっている日雇頭や本船日雇・藏元日雇・茶取・荷漕船水主などの取得分などに関しても、既に八百啓介 註3) 前掲書や若松A論文によって詳細に研究されている。

近世長崎における日雇層助成の意義

- 22) 貿易船の大型化に伴い労働量の増大と生活困窮化については、既に若松A論文において指摘されている。「御手当砂糖」(長崎歴史文化博物館所蔵・藤14-586)には「追々船形大船ニ相成積荷物も多丸精荷役荷渡等数日相掛リ且又近年米穀諸色共高直ニ而日雇家内共式千人余之者共暮方難儀仕候」とある。
- 23) 「唐船入津不致ニ付日雇共御銀拝借願書」(長崎歴史文化博物館所蔵・藤14-572)
- 24) 若松A論文。
- 25) 「乍恐申上候口上覚」(長崎歴史文化博物館所蔵・藤14-923)

表6. 日雇出高凡積

藏元日雇人数	1,830人	本船日雇人数	960人
上陸	30人	上陸	25人
丸荷役	600人	丸荷役	600人
精荷役	300人	帆囲	25人
別段調子	30人	先乗	25人
荷見せ	30人	銅積	25人
大改	12人	昆布積	125人
別段荷見せ	5人	俵物積	25人
荷渡	300人	差引俵物積	25人
別段荷渡	30人	諸色積	25人
先乗	40人	鉄砲掛け唐人乗船	25人
昆布積	125人	出帆	20人
俵物積	25人	昆布卸し	15人
差引俵物積	25人		
諸色積	25人		
出帆	40人		
野菜積	60人		
鉄砲掛け唐人乗船	40人		
爪龜甲会所渡	20人		
当用藏出し	30人		
染地渡	25人		
会所渡	18人		
昆布積	20人		

(出典)「日雇御手当砂糖一船ニ付被下置候分」(長崎歴史文化博物館所蔵。渡辺17-122)